

美濃國驛馬(中略)土岐、大井、各十疋。

〔慶安三年木曾路記〕大井、家百五六十、上ノ宿ナリ、大井川ト云川ニ細キ橋カ、ル、大井ノ驛ヲ過テ、右ニ根津甚平ト云シ人ノ石塔アリシ也、

〔承久軍物語三〕六月三〇承久三年五日のくれがたには、東山道のせい、うんかのごとく大井のわたりへつきにけり、略中こ、にたけ田の五郎のおみつは、あまたの子どもの中に、小五郎をまねきて、いくさのならひは、おや子をもかへりみねば、ましてたにんは申にやをよぶ、一人ぬけ出てさきをかき、かうみやうせんと思ふがほんいなり、汝をがさ原の人どもにまられずしてぬけ出、大井のわたりの先陣をつとめよかしといはれければ、小五郎、それがしもさこそ存候へとて、一二町ぬけ出て、河のはたにす、みけり、そのせい甘騎とぞみえし、其中にむとう新五郎といふらうどうあり、童名はあらむしやとぞ申ける、すぐれたるすいれんのたつしやなりけるをよび出して、大井のわたりのせふみして參れとて、さしつかはず、新五郎やがてさしかへり、せふみをこそしおほせて候へ、但川のにしのみしたかふして、馬をあつかはん事かたし、むかひのわたりせ七八段がほど、ひしをうへながし、河中にはらんぐいをうち、つなをはへ、さかも木を引て、ながしかけたりしを、四五たんほどひきぬきすて、ながし、つなをきり、さかもぎを切て、馬のあげ所には、芝るしを立てかへり參りぬ、それをまもらせ給ひて、わたさせ給へとぞ申ける、小五郎き、もあへず、川に馬をうち入ける所に、略下

〔遊囊贖記二十五〕大井川ハ、驛家ノ西ヲ流ル、石ヲ壘ミ橋ヲ架テ、承久ノ舊渡ニ同ジカラズ、

〔西遊行囊抄六下〕洲侯河ハ舟渡也、川ノ廣サ前ノサワタリ川ノ如シ、此水上ハ飛驒山ヨリ流レ出ル、

〔類聚三代格十六〕太政官符

洲侯渡